

静岡県東部地域の減災に係る取組方針

令和 8 年 7 月

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、駿東伊豆消防本部、富士山南東消防本部、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、静岡県警察本部警備部緊急事態対策課、陸上自衛隊第 34 普通科連隊、伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部、静岡県危機管理部・総務部東部地域局・交通基盤部河川砂防局・沼津土木事務所・健康福祉部政策管理局、気象庁静岡地方气象台、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

－ 目 次 －

1. はじめに	3
1.1. 大規模氾濫時の減災対策に係るこれまでの取り組み経緯	5
1.2. 本協議会の構成委員	9
1.3. 本取組方針の構成	10
2. 静岡県東部地域における水害の主な特徴	11
3. 現状の取組状況と課題	13
4. 減災のための目標と取組	22
4.1. 減災のための目標	22
4.2. 目標の達成に向けた取組の3本柱と7つの重点取組事項	22
4.3. 概ね5年で実施する取組項目	23
5. 静岡県東部地域における減災に向けた各種取組	25
6. フォローアップ	26
■概ね5年で実施する取組と目標時期、対応する課題	27
■7つの重点取組事項の進捗を示す指標例（案）	38

1. はじめに

狩野川流域は、上流域の天城山系や支川黄瀬川上流域の富士山麓部において年平均降水量が 3,000mm を越える多雨地帯を抱えており、往古より幾多の洪水が発生している。東部地域の山地部では、急流箇所が多いとともに崩壊しやすい地質構造となっているため、河岸浸食や洗堀の発生確率が高く、これによる道路の寸断などで災害時には孤立集落の発生が想定される。また、扇状地・市街地部では、甚大な氾濫被害が想定される。そして、低平地部では、地形的な要因や土地利用状況から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合、排水に長時間かかる可能性がある。

鮎沢川流域は、鮎沢川の平均河床勾配が約 1/60 であり、全国の主要な河川と比較しても非常に急勾配の河川であるとともに、流域のほとんどが大雨で崩壊しやすい地質構造となっているため、山腹崩壊や土石流の発生しやすい地域となっている。

沼川流域は、愛鷹南麓の急斜面を下り、山麓に広がる低地帯に至るため、雨水が短時間で低地帯に到達する状況にあるが、沼川自体にはほとんど勾配がなく雨水の海への排水が難しい地形となっており、浸水被害が多発している。

「静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会」（以下、「協議会」という。）は、洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するために設立された。本協議会は構成機関が連携して、静岡県東部地域における洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的としている。

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会規約

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係機関が連携して、静岡県東部地域における洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

本協議会では、東部地域における水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項を「静岡県東部地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。本取組方針の第1版である「狩野川流域の取組方針」は、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害を受けて国土交通省にてとりまとめ

られた「水防災意識社会 再構築ビジョン」等を踏まえて、本協議会の前身である狩野川水防災協議会において平成 28 年 5 月に策定された。その後、東部地域豪雨災害減災協議会において平成 30 年 2 月に策定された「「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく東部地域の減災に係る取組方針」と統合し、「静岡県東部地域の減災に係る取組方針」として令和 4 年 3 月に改定された。今回の改定は、第 3 版として、令和 8 年度から 12 年度までに各構成機関が推進すべき事項を策定するものである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

また、本取組方針に基づく避難や水防等の取組は、あらゆる関係者が協働して狩野川流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする「狩野川流域治水協議会」においても、十分に共有されるものである。

なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

1.1. 大規模氾濫時の減災対策に係るこれまでの取り組み経緯

○全国

年度	主な風水害	主な国の取組
平成 27 年度	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨 鬼怒川の堤防決壊、各地で浸水やがけ崩れ、土石流などの被害が発生（死者・行方不明者 8 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 7,445 棟、床上・床下浸水 12,278 棟）	●平成 27 年 12 月 11 日 国土交通省が「水防災意識社会再構築ビジョン」を発表
平成 28 年度	平成 28 年 8 月 台風第 7 号、第 11 号、第 9 号、第 10 号による水害・土砂災害 北海道で堤防決壊等による浸水被害の他、岩手県の高齢者施設で被害が発生（死者・行方不明者 29 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 4,353 棟、床上・床下浸水 4,945 棟）	—
平成 29 年度	—	●平成 29 年 6 月 20 日 国土交通省が「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）をとりまとめ
平成 30 年度	平成 30 年 7 月 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨） 西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生（死者・行方不明者 245 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 22,001 棟、床上・床下浸水 28,469 棟）	●平成 31 年 1 月 29 日 国土交通省が「緊急行動計画」を改定
令和元年度	令和元年 10 月 令和元年東日本台風 千曲川や久慈川の堤防が決壊するなど、東日本を中心に広域的に被害が発生（死者・行方不明者 111 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 70,652 棟、床上・床下浸水 31,021 棟）	—
令和 2 年度	—	●令和 2 年 7 月 6 日 国土交通省が「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめ ●令和 3 年 3 月 30 日 全国 109 全ての一級水系、約 600 の二級水系で「流域治水プロジェクト」が策定・公表、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速

年度	主な風水害	主な国の取組
令和3年度	令和3年(2021年)7月1日からの大雨 静岡県内の複数地点で72時間降水量の観測史上1位の記録を更新、狩野川流域においても黄瀬川本宿の護岸損壊、黄瀬川大橋の損傷等の被害が発生。静岡県熱海市伊豆山の逢初川で大規模な土石流が発生(土石流による死者28人、全壊・半壊・一部破損合わせて98棟)	●令和3年5月10日 通称「流域治水関連法」(特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律)公布、一部は同年7月15日に施行、流域治水の取組を推進 ●令和4年3月17日 国土交通省水管理・国土保全局は、国土交通省防災業務計画の改定を受け、複数の市区町村を対象とした「流域タイムライン」の作成・活用を事務連絡により各河川事務所等に指示
令和4年度	—	●令和4年6月 気象庁は線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけの運用を開始
令和5年度	—	●令和5年5月 気象庁は「顕著な大雨に関する気象情報」(線状降水帯の発生をお知らせする情報)をこれまでより最大30分程度前倒しして発表する運用を開始 ●令和5年8月22日 気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映し、全国8水系(狩野川を含む)で「流域治水プロジェクト2.0」を策定 ●令和5年8月30日 国土交通省が設置した「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」において住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取り組みの推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめ、公表

年度	主な風水害	主な国の取組
令和6年度	令和6年9月20日から大雨（奥能登豪雨） 令和6年能登半島地震で被災した石川県において、20日から22日までの3日間で総降水量が9月1か月間の平均降水量の2倍を上回り、河川の氾濫、土砂災害による人的被害が発生 （死者17人、全壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水合わせて1,761棟）	—

○静岡県東部地域

年度	大規模氾濫減災協議会の主な取組	狩野川流域での主な取組
平成28年度	●平成28年5月27日 狩野川流域（直轄河川区間）において「狩野川水防災協議会」を設立 ●平成29年2月1日 東部地域における県管理河川において「東部地域豪雨災害減災協議会」を設立	—
平成30年度	●平成30年5月14日 国及び県の協議会を統合し本協議会を設立	—
令和元年度	●令和元年6月4日 本協議会構成機関に県、市町の福祉部局が参加	—
令和2年度	●令和2年6月12日 「内水被害を低減させる持続可能な取組 静岡県東部地域 豪雨対策アクションプランの基本方針」を策定	—
令和3年度	●令和3年6月15日 本協議会に構成機関として伊豆箱根鉄道（株）、オブザーバー構成員として中部運輸局鉄道部が参加	○令和4年3月8日 狩野川流域治水協議会設置、 「狩野川流域治水プロジェクト」を策定・公表
令和4年度	—	○令和4年8月 沼津市、三島市、伊豆の国市、函南町、清水町、静岡県、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所において「狩野川中流域水災害対策プラン」策定

年度	大規模氾濫減災協議会の主な取組	狩野川流域での主な取組
令和5年度	●令和5年9月29日 「狩野川流域タイムライン」策定	○令和5年8月22日 気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映し、狩野川流域治水協議会は「狩野川流域治水プロジェクト2.0」を策定・公表 ○令和5年8月30日 国土交通省水管理・国土保全局は「狩野川水系河川整備基本方針」の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に「災害の発生の防止又は軽減」を追加 ○令和6年2月28日 狩野川流域治水協議会において「流域治水の自分事化に向けた取組計画・ロードマップ」策定 ○令和6年2月 静岡県河川砂防局において「新たなステージに立った水災害に対する取組」策定
令和6年度	●令和6年6月26日 「令和5年度版狩野川流域タイムライン」策定	—
令和8年度		○令和8年5月11日 狩野川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更

1.2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成委員
沼 津 市	市 長
三 島 市	市 長
御 殿 場 市	市 長
裾 野 市	市 長
伊 豆 市	市 長
伊 豆 の 国 市	市 長
函 南 町	町 長
清 水 町	町 長
長 泉 町	町 長
小 山 町	町 長
駿東伊豆消防本部	消防長
富士山南東消防本部	消防長
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	消防長
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	課長
陸上自衛隊第 34 普通科連隊	連隊長
伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部	部長
静 岡 県	
危機管理部	危機管理監代理兼危機管理 理部部長代理
総務部 東部地域局	副局長兼東部危機管理監
交通基盤部 河川砂防局	局長
沼津土木事務所	所長
健康福祉部 政策管理局	局長
気象庁静岡地方気象台	台長
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所	所長

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会オブザーバー 構成員

・ 中部運輸局鉄道部安全指導課

1.3. 本取組方針の構成

本取組方針は、静岡県東部地域における水害の主な特徴、本協議会で実施してきた取組状況と課題を踏まえ、当該地域における今後 5 年間の「減災のための目標」、目標達成に向けた「3 本柱と 7 つの重点取組事項」、具体的な施策である「概ね 5 年で実施する取組み項目」で構成されている。

第 2 章では、静岡県東部地域における水害の主な特徴、第 3 章では「現状の取組状況と課題」を整理し、第 4 章で「減災のための目標と取組」として目標、取組の柱と重点取組事項、取組項目を示している。また、第 5 章で本取組方針に基づく各種取組と「流域治水」の取組との関係を整理し、第 6 章で本取組方針のフォローアップについて記載している。

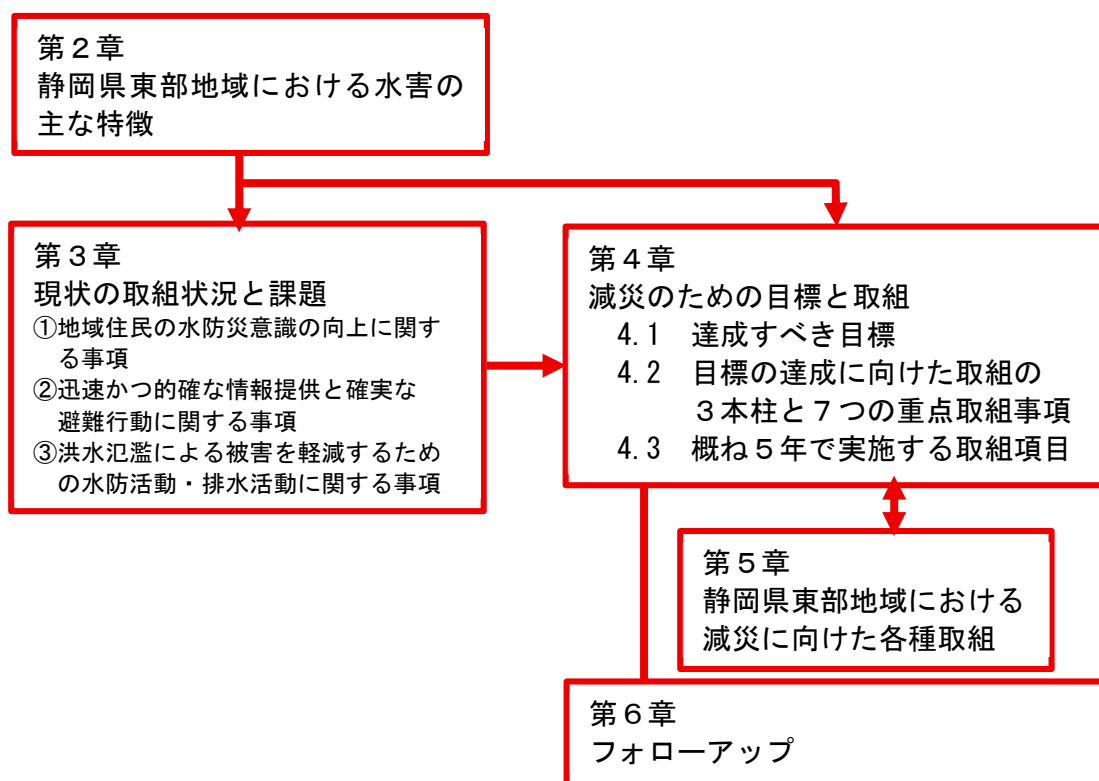


図 1 本取組方針の構成

2. 静岡県東部地域における水害の主な特徴

① 過去 60 年間大規模な水害が発生していない

狩野川放水路が昭和 40 年に完成して以降、過去 60 年間大規模な水害が発生していない。令和元年東日本台風は、狩野川台風規模の豪雨をもたらしたが、放水路により本川の流量を減らすことで下流の水位を低下させ狩野川本川の氾濫を防いだ。

② 支川における水害は度々発生している

昭和 49 年 7 月及び昭和 51 年 8 月 沼川（沼津市）、平成 2 年 9 月 大場川（三島市）、平成 10 年 8 月 来光川、柿沢川、函南観音川（函南町）、平成 16 年 10 月 戸沢川（伊豆の国市）高橋川（沼津市）、平成 22 年 9 月 野沢川、須川、小山湯舟川（小山町）、令和元年 10 月 大場川、来光川、令和 3 年 7 月 黄瀬川（沼津市・長泉町・裾野市）、沼川（沼津市）、高橋川（沼津市）では河川の越水・溢水等により甚大な被害が発生している。

③ 急激な水位上昇

狩野川上流域の天城山系は年間降水量が 3,000 mm を越える多雨地帯であり、上流にダム等の洪水調節施設もないため、降雨から出水までの時間が短く、急激に水位が上昇する傾向にある。

また、支川黄瀬川では、上流域における短時間の集中豪雨により急激に水位が上昇する傾向にあり、平成 20 年 7 月の大雨では 10 分間で 2.71 m、令和 7 年 9 月 11 日の前線に伴う降雨では 10 分間に 3.96m、水位が上昇した。

④ 頻発する内水被害

狩野川中流域に広がる田方平野は東西を山地に囲まれた盆地状の地形であり、中下流域は低平地が連続し、かつ都市化が進んでいるため、内水被害が頻発している（沼津市、三島市、函南町、伊豆の国市等）。

また、沼津市西部の青野地区は、窪地状の低地帯となっており、降雨による雨水が集まりやすい地形であるとともに、土地利用形態の変貌により浸透機能が徐々に減少しているため、内水被害が発生しやすくなっている。（沼津市）

近年の線状降水帯の発生や前線の活発化により、流域では毎年のように内水被害が発生している。

⑤ 土砂災害との同時発生による被害拡大

東部地域は大半が火山噴出物で覆われている地形地質的特徴があり、

降雨による土砂災害もこれまでに多く発生している。昭和 33 年の狩野川台風の際にも倒木や土砂を含んだ洪水が被害を拡大したほか、昭和 36 年 6 月の豪雨では伊豆市土肥地区で山林の崩壊とともに大量の土砂が山川に堆積し堤防を決壊させた。近年では平成 22 年 9 月の小山町において局地的豪雨により崩壊した土砂が河道を埋塞し、野沢川、須川などが氾濫し甚大な被害が発生している。令和 5 年 6 月台風第 2 号による大雨によっても、三島市、伊豆市、函南町でがけ崩れが発生している。

3. 現状の取組状況と課題

東部地域における減災対策について、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、平成28年5月に狩野川水防災協議会で策定した「狩野川流域の取組方針」、令和4年3月13日に本協議会で策定した「静岡県東部地域の減災に係る取組方針」で示した内容を基本とし、過去5年間を振り返り、見直しを行った。令和7年度時点の取組状況と課題は以下のとおりである。なお、表中の記号（A～Z、a～q）は、「4.3. 概ね5年で実施する取組」に記載した課題の対応欄の記号と対応している。

① 地域住民の水防災意識の向上に関する事項

項目	現状○と課題● ※・・・過去5年間を振り返って修正・追加した内容
水防災意識について	○昭和33年の狩野川台風で約3,000haが浸水するなど、これまで度々水害を経験した地域であるが、狩野川放水路完成以降60年間、狩野川本川で氾濫被害が発生していないが、支川では度々氾濫被害が発生している。 ○県では、職員が講師として学校や企業等に防災訓練の出前講座を実施している。 ○管内各地で、「地域防災力」の向上を目的に、地域住民の方に水害・土砂災害時や事前の対応を学んでいただく図上訓練を実施し、その成果として「手作りハザードマップ」を作成・公表している。 ○市町は、防災に関する情報や河川水位による危険度、避難や水防活動の際に注意することなどを分かりやすくまとめたガイドブックやチラシ、自主防災新聞等を作成・配布、またHPでも紹介している。 ○市町職員等が講師となり、町内会等で訓練内容を計画し、地域で希望する防災訓練（洪水や地震・津波等）を実施している。 ○沼津市をはじめ各市で水防訓練を実施しており、地元住民も参加している。 ○住民の高齢化等により、自主防災組織の担い手が減少、活力の低下を懸念する市町もある。 ○気象台では防災気象情報等に関する出前講座を実施している。

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
	○狩野川台風の教訓や狩野川放水路の役割等を伝えるイベントが節目の年に開催されており、災害教訓の継承の取組が進められている。 ●過去の被害の経験・教訓を風化させないように、次世代に継承していくための継続的な取組が必要である。…(A) ●これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。…(B) ●住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。…(C) ●住民の高齢化が進行する社会状況を踏まえ、住民や自主防災組織の取組の活性化を促進する必要がある。※…(D) ●地方公共団体の流域治水の推進に係る取組を継続的に支援する必要がある。※…(E)

② 迅速かつ的確な情報提供と確実な避難行動に関する事項

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
想定される浸水リスクの周知について	○狩野川において、想定最大規模、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を沼津河川国道事務所ホームページ等で公表している。 ○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、WEB等で周知している。 ○県管理河川において想定最大規模及び計画規模の洪水浸水想定区域図を策定し、県HP等で公表している。 ○各市町では中小河川の洪水ハザードマップの作成を進めている。 ○各市町では、避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害危険区域を記載した災害ハザードマップを作成し、住民に配布すると共にホームページで周知している。 ○市町では在宅要配慮者の名簿作成や個別避難計画の作成、地域での避難訓練の実施を支援している。

項目	現状○と課題● ※…過去5年間で振り返って修正・追加した内容
	○伊豆箱根鉄道(株)では、乗客の避難誘導や帰宅困難者発生防止の対策を実施している。 ●浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。…(F) ●要配慮者施設における避難計画の作成及び訓練の実施は進められているが、計画未策定、訓練の実施が把握できない施設もある。併せて在宅の要配慮者の避難支援体制の構築と確実に避難できる体制構築が必要である。…※(G) ●線路冠水の想定と、線路冠水時の列車の退避場所確保が必要である。…※(H) ●最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の中小河川がある。※…(I) ●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。…(J) ●計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。…(K)
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。 ○国、県、市町の幹部職員間で緊急連絡体制(ホットライン)を構築している。 ○令和8年5月29日から気象台が発表する防災気象情報が改正された。 ●インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。…(L) ●提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。…(M) ●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。…(N)

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
円滑な避難情報の発令について	○沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で行う洪水予報や水位観測所の水位情報等を参考に、市町は避難情報の発令を行っている。 ○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（沼津河川国道事務所・静岡地方気象台共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、越水の重大災害が発生する恐れがある場合には、沼津河川国道事務所長から首長等に対して情報伝達（ホットライン）を行っている。 ○平成31年3月から自ら命を守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるため、5段階の警戒レベルの運用を開始した。 ○平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難の「指示」には屋内での退避等も含まれることになった。 ○狩野川本川に関する避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されている。 ○県では各世帯の避難のタイミングを事前に検討するための「マイ・タイムライン」や「わたしの避難計画」の様式を作成・提供。市町では住民の「マイ・タイムライン」や「わたしの避難計画」の作成を支援している。 ●関係機関間で水害対応の手順等の情報共有が十分に図られているとは言えない。…(O) ●避難計画及び避難指示の発令基準が住民の避難行動に直接結びついていないため、住民自らの判断で避難行動を促す情報提供が必要。…※(P) ●沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。…(Q) ●避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。…(R)
住民等への情報伝達の方法について	○急激に水位上昇するため、雨量、水位等の情報をホームページなどにより常時提供している。 ○防災情報を防災無線、広報車、防災ラジオ、緊急速報メール、コミュニティFMなどにより伝達している。

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
	○雨量、水位等の情報をホームページなどにより常時提供している。 ○CCTVカメラや簡易カメラを設置して、河川のリアルタイムの状況を把握できるようにしている。 ●防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。…(S) ●多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。…(T) ●メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。効果的な情報伝達方法の検討が必要…※(U)
住民等の安全な避難について	●避難の安全性が確保されていない。…(V)

③ 洪水氾濫による被害を軽減するための水防活動・排水活動に関する事項

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
水防活動の実施体制の強化について	○河川巡視等の水防活動は水防団（消防団）が担っている。 ○毎年、出水期前に河川管理者と各市町、地元消防団を含めた消防機関と共に重要水防箇所の合同巡視を行っている。 ○県では資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築している。 ●水防団員（消防団員）の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員（消防団員）に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。…(W) ●水防団（消防団）が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。…(X) ●基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の状況が十分把握できていない。…(Y) ●水防団（消防団）と関係機関との、より一層の連携強化が必要である。…※(Z)
水防資機材の整備状況について	○土のう袋やロープ、ブルーシート等を水防倉庫などに用意している。 ○市町では土のうステーション設置や土のうの備蓄を行っている。 ○静岡県と各市町で水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。 ●複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。…(a) ●住民への備蓄している土のう等の活用促進が必要である。…※(b)
災害拠点病院等の水害時における対応について	○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、一部の施設では事前の確認が十分に出来ておらず避難確保計画が未策定である。 ●大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。…(c) ●浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。…※(d)

項目	現状○と課題● ※…過去5年間で振り返って修正・追加した内容
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○沼津河川国道事務所では、排水ポンプ車による排水活動の地域支援、また、それを緊急時により迅速かつ確実に対応するため大規模な浸水が予測される地域で排水ポンプ車等の実働訓練を実施している。 ○CCTV 監視カメラ（82箇所）による情報提供、下流の国管理区間と上流の県管理区間の情報共有を図っている。 ○市町においても河川監視カメラ、浸水センサを設置して関係機関や住民との情報共有を図っている。 ○流域において、ポンプ設備の不具合により排水機場の機能が停止する事態が発生した。 ●想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。…(e) ●排水機場の耐水化や非常用電源の整備等による機能維持が必要である。…(f) ●大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。…(g) ●流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備推進が必要である。…※(h) ●排水機場の操作人の避難に伴い排水機場を停止せざるをえないことから、操作人がいなくても遠隔制御ができる整備が必要である。…(i) ●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。…(j)
被害を軽減するための施設整備について	○河道の流下能力が不足している区間の整備を実施している。また、静岡県は沼川の新放水路の整備を推進している。 ○一部の市町では水路整備を実施している。

項目	現状○と課題● ※…過去5年間で振り返って修正・追加した内容
内水被害を軽減するための取り組みについて	○流域での内水被害の多発を受け、狩野川流域治水協議会において「狩野川中流域水災害対策プラン」を策定するとともに、狩野川流域治水協議会において、進捗管理を進めている。 ●ハード・ソフト面からの総合的な内水対策の実施が必要である。…(k) ●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大規模化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。…(l)
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	○国、県では、水防警報指定河川での水防警報を発表・伝達している。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。 ○避難に着目したタイムラインを活用し、関係機関からの情報提供や避難指示の発令等の対応について確認している。 ●情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。…(m)
河川の巡視	○堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所を重要水防箇所として位置付けている。 ○重要水防箇所は水防計画に記載するとともに沼津河川国道事務所及び県のHPで公表している。 ○国及び県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。 ○出水期前に国、県、市町等で堤防点検等を実施し、水防上危険な箇所の情報共有を図っている。 ○狩野川流域タイムラインの策定により、他機関の災害時の対応を確認することができる。 ●河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのよう

項目	現状○と課題● ※…過去５年間を振り返って修正・追加した内容
	な行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。狩野川流域タイムラインを活用した他機関の行動への理解促進が必要である。…※(n)
堤防等河川管理施設の現在の状況	○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進 ○令和５年８月に変更された狩野川水系河川整備基本方針を受け、令和８年５月に河川整備計画の見直しを行った。 ●本川の排水等に対する合流部でのハード対策等が必要である。…(o) ●上流部で発生した土砂・流木の影響により下流における被害が拡大する危険性がある。上流から下流までの一体的な河川整備の検討が必要である。…※(p) ●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。…(q)

4. 減災のための目標と取組

4.1. 減災のための目標

狩野川流域では狩野川放水路の整備により、過去 60 年間、大きな水害は発生していないものの、支川の氾濫や急激な水位上昇、内水氾濫の頻発、大雨による土砂災害の発生等流域の災害リスクは、近年の気候変動を踏まえ高くなっていると考えられる。一方、地域では、気候変動による災害リスクの上昇とともに、住民の高齢化に対応した自助・共助の防災力の向上、各世帯や要配慮者利用施設の実態に応じた確実な避難行動の促進が課題である。同時に、各種ハード整備の推進による被害の軽減とともに、被災後の早期の社会機能の回復・復興の推進を図ることが、幾多の災害教訓から求められている。

前述の現状と課題を踏まえ、各構成機関が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとする。

【達成すべき目標】

東部地域の豪雨災害に対し、地形・社会特性を踏まえ

- 住民の防災意識の向上・水害の自分事化
- 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと
- 氾濫発生後の社会機能の早期復旧・復興

4.2. 目標の達成に向けた取組の 3 本柱と 7 つの重点取組事項

上記目標の達成に向け、東部地域において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

- (1) 地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組
- (2) 地域住民の確実な避難のための取組
- (3) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組

静岡県東部地域においては、3 本柱に基づく 7 つの重点取組事項を設定し、目標達成に向けた取り組みを実施している。

3 本柱と 7 つの重点取組事項

- (1) 地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組
 - ①防災教育等の推進
- (2) 地域住民の確実な避難のための取組
 - ②洪水時における情報提供の充実
 - ③広域避難体制の構築
 - ④要配慮者における避難計画の作成及び避難訓練の促進
- (3) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組
 - ⑤水防団（消防団）の組織強化・水防活動の充実
 - ⑥治水施設等ハード整備の推進
 - ⑦迅速な復旧活動等の推進

4.3. 概ね 5 年で実施する取組項目

前述の減災目標を達成するためには、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図る必要がある。

ここで定める「概ね 5 年で実施する取組項目」は、主に上位関連計画の改定や構成機関の取組実態、進捗管理上の改善点を反映して前取組方針を精査して設定した。

各取組項目と第 3 章に示した「対応する課題」を「■概ね 5 年で実施する取組と目標時期、対応する課題」に整理した(P27-P37)。表中の「対応する課題」欄の記号は、「3. 現状の取組状況と課題」に記載した表中の記号と対応している。

3 本柱・7つの重点取組事項と概ね5年で実施する取組の対応

目標に向けた3本柱	7つの重点取組事項 (案)	概ね5年で実施する取組(案)
(1) 地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組	①防災教育等の推進	1 防災教育の促進
		2 防災訓練への地域住民等の参加促進
		3 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組	②洪水時における情報提供の充実	4 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (避難に着目したタイムラインの活用)
		5 多機関連携型タイムラインの拡充・流域タイムラインの活用
		6 災害危険性の周知促進
		7 ICT等を活用した洪水情報の提供
		8 災害情報の充実
		9 防災施設の機能に関する情報提供の充実
		10 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等
		11 洪水予測や水位情報の提供の強化
		12 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
	③広域避難体制の構築	13 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
		14 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
	④要配慮者の避難計画の作成及び避難訓練の促進	15 在宅要支援者の個別避難計画の作成及び避難訓練への参加促進
(3) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組	⑤水防団(消防団)の組織強化・水防活動の充実	16 地域への土のうや水防資機材等の備蓄
		17 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		18 水防に関する広報の充実(水防団員(消防団員)確保に係る取組)
		19 水防訓練の充実
		20 水防関係者間での連携、協力に関する検討
	⑥治水施設等ハード整備の推進	21 流域治水の取組推進に向けた地方公共団体への財政的支援
		22 適切な土地利用の促進
		23 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)
		24 避難路、避難場所の安全対策の強化
		25 応急的な退避場所の確保
		26 排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		27 排水設備の耐水性の強化
		28 庁舎等の防災拠点の強化
		29 堤防等河川管理施設等の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)
		30 本川と支川の合流部等の対策
		31 土砂災害対策の推進
		32 重要インフラの機能確保
		33 樋門・樋管、放水路等の施設の確実な運用体制の確保
		34 河川管理の高度化の検討
	⑦迅速な復旧活動等の推進	35 早期復興を支援する機器の配備や事前の復旧工法等の検討
		36 災害時及び災害復旧に対する支援
		37 災害情報の地方公共団体との共有体制強化

5. 静岡県東部地域における減災に向けた各種取組

静岡県東部地域においては、狩野川流域河川整備基本方針、狩野川水系河川整備計画をはじめ、静岡県の減災に係る計画に基づく対策、過去の水害経験を踏まえた対策を推進している。また、令和2年8月に設立された「狩野川流域治水協議会」では、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を、「狩野川水系流域治水プロジェクト」、「流域治水の自分事化に向けた取組計画・ロードマップ」に基づき計画的に推進している。

これらの各種取組と本取組方針に定める取組は、それぞれ別々に進めるものではなく、静岡県東部地域の減災の取組として包括され、一体的に推進していくものである。

6. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。**あわせて、流域のあらゆる関係者に対し、水災害の自分事化、連携した減災への取組の展開に向けて、取組を充実させていく。**

今後、災害発生等による社会経済状況の変化や全国で作成される他の取組方針の内容、技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

■概ね 5 年で実施する取組と目標時期、対応する課題

(1) 地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
①防災教育等の推進						
1	防災教育の促進	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●静岡地方気象台 ●中部地整	水防災意識について	A	過去の被害の経験・教訓を風化させないように、次世代に継承していくための継続的な取組が必要である。
				水防災意識について	B	これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。
				想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	L	インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	M	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。
				想定される浸水リスクの周知について	J	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
				水防活動の実施体制の強化について	W	水防団員（消防団員）の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員（消防団員）に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	N	水位計や L 監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	T	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				水防活動の実施体制の強化について	X	水防団（消防団）が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防活動の実施体制の強化について	Y	基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の状況が十分把握できていない。

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
2	防災訓練への地域住民等の参加促進	引き続き実施	●市町 ●静岡県	水防災意識について	D	住民の高齢化が進行する社会状況を踏まえ、住民や自主防災組織の取組の活性化を促進する必要がある。
				想定される浸水リスクの周知について	J	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
				想定される浸水リスクの周知について	K	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
3	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ○静岡地方気象台 ●中部地整	想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				円滑な避難情報の発令について	P	避難計画及び避難指示の発令基準が住民の避難行動に直接結びついていないため、住民自らの判断で避難行動を促す情報提供が必要。
				想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
②洪水時における情報の充実						
4	避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（避難に着目したタイムラインの活用）	引き続き実施	●市町 ○静岡県 ○静岡地方気象台 ○中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	M	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				円滑な避難情報の発令について	R	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	m	情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。
5	多機関連携型タイムラインの拡充・流域タイムラインの活用	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●消防 ●警察 ●伊豆箱根鉄道(株) ●静岡地方気象台 ●中部地整	円滑な避難情報の発令について	O	関係機関間で水害対応の手順等の情報共有が十分に図られているとは言えない。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				河川の巡視	n	河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。狩野川流域タイムラインを活用した他機関の行動への理解促進が必要である。
6	災害危険性の周知促進	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ○消防本部 ●静岡地方気象台 ●中部地整	水防災意識について	C	住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。
				想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				想定される浸水リスクの周知について	I	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の中小河川がある。
				想定される浸水リスクの周知について	J	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
6	災害危険性の周知促進	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ○消防本部 ●静岡地方気象台 ●中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	M	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	N	水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
				円滑な避難情報の発令について	R	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
				想定される浸水リスクの周知について	K	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
				水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	m	情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。
7	ICT等を活用した洪水情報の提供	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●静岡地方気象台 ●中部地整	円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	T	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				住民等への情報伝達の方法について	U	メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。効果的な情報伝達方法の検討が必要。

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
8	災害情報の充実	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●静岡地方気象台 ●中部地整	円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	T	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
9	防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	水防災意識について	B	これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。
10	浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
11	洪水予測や水位情報の提供の強化	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●静岡地方気象台 ●中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	N	水位計や L 監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	T	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				水防活動の実施体制の強化について	X	水防団（消防団）が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防活動の実施体制の強化について	Y	基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の状況が十分把握できていない。
12	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
③広域避難体制の構築						
13	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	引き続き実施	●市町 ○静岡県 ○中部地整	想定される浸水リスクの周知について	I	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の中小河川がある。
				円滑な避難情報の発令について	R	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。
				想定される浸水リスクの周知について	K	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
④要配慮者の避難計画の作成及び避難訓練の促進						
14	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	引き続き実施	●市町 ○静岡県 ○静岡地方気象台 ○中部地整	想定される浸水リスクの周知について	G	要配慮者施設における避難計画の作成及び訓練の実施は進められているが、計画未策定、訓練の実施が把握できない施設もある。併せて在宅の要配慮者の避難支援体制の構築と確実に避難できる体制構築が必要である。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。
				想定される浸水リスクの周知について	K	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
15	在宅要支援者の個別避難計画の作成及び避難訓練への参加促進		●市町 ○静岡県 ○静岡地方気象台 ○中部地整	想定される浸水リスクの周知について	G	要配慮者施設における避難計画の作成及び訓練の実施は進められているが、計画未策定、訓練の実施が把握できない施設もある。併せて在宅の要配慮者の避難支援体制の構築と確実に避難できる体制構築が必要である。

(3) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
⑤洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組						
16	地域への土のうや水防資機材等の備蓄	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	水防活動の実施体制の強化について	X	水防団（消防団）が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防資機材の整備状況について	a	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。
				水防資機材の整備状況について	b	住民への備蓄している土のう等の活用促進が必要である。
17	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				水防活動の実施体制の強化について	W	水防団員（消防団員）の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員（消防団員）に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
				水防活動の実施体制の強化について	X	水防団（消防団）が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防資機材の整備状況について	a	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。
18	水防に関する広報の充実（水防団員（消防団員）確保に係る取組）	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	水防活動の実施体制の強化について	W	水防団員（消防団員）の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員（消防団員）に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
19	水防訓練の充実	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●消防本部 ○警察本部 ○陸上自衛隊 ●中部地整	水防活動の実施体制の強化について	W	水防団員（消防団員）の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員（消防団員）に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
20	水防関係者間での連携、協力に関する検討	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●消防本部 ○警察本部 ○陸上自衛隊 ●中部地整	水防活動の実施体制の強化について	W	水防団員（消防団員）の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員（消防団員）に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
				河川の巡視	n	河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。狩野川流域タイムラインを活用した他機関の行動への理解促進が必要である。
				水防活動の実施体制の強化について	Z	水防団（消防団）と関係機関との、より一層の連携強化が必要である。

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
⑥治水施設等ハード整備の推進						
21	流域治水の取組推進に向けた地方公共団体への財政的支援	引き続き実施	○市町 ●静岡県 ●中部地整	水防災意識について	E	地方公共団体の流域治水の推進に係る取組を継続的に支援する必要がある。
22	適切な土地利用の促進	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ○中部地整	想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
				想定される浸水リスクの周知について	I	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の中小河川がある。
23	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ○中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	h	流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備推進が必要である。
24	避難路、避難場所の安全対策の強化	引き続き実施	●市町 ○静岡県 ○中部地整	住民等の安全な避難について	V	住民等の安全な避難について
25	応急的な退避場所の確保	引き続き実施	●市町 ○静岡県 ●伊豆箱根鉄道㈱ ○中部地整	住民等の安全な避難について	V	住民等の安全な避難について

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
26	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	水防資機材の整備状況について	a	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	e	想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	h	流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備推進が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	i	排水機場の操作人の避難に伴い排水機場を停止せざるをえないことから、操作人がいなくても遠隔制御ができる整備が必要である。
27	排水設備の耐水性の強化	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	f	排水機場の耐水化や非常用電源の整備等による機能維持が必要である。
28	庁舎等の防災拠点の強化	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●消防本部 ●警察本部 ●中部地整	災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				想定される浸水リスクの周知について	F	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	d	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等のより一層の周知が必要である。
29	堤防等河川管理施設等の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	h	流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備推進が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
30	本川と支川の合流部等の対策	令和 12 年度まで	●静岡県 ●中部地整	堤防等河川管理施設の現在の状況	o	本川の排水等に対する合流部でのハード対策等が必要である。
				堤防等河川管理施設の現在の状況	p	上流部で発生した土砂・流木の影響により下流における被害が拡大する危険性がある。上流から下流までの一体的な河川整備の検討が必要である。
31	土砂災害対策の推進	令和 12 年度まで	○市町 ●静岡県 ●中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
				堤防等河川管理施設の現在の状況	p	上流部で発生した土砂・流木の影響により下流における被害が拡大する危険性がある。上流から下流までの一体的な河川整備の検討が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
32	重要インフラの機能確保	令和 12 年度まで	●市町 ●静岡県 ●消防本部 ●伊豆箱根鉄道(株) ●中部地整	想定される浸水リスクの周知について	H	線路冠水の想定と、線路冠水時の列車の退避場所確保が必要である。
				水防活動の実施体制の強化について	X	水防団（消防団）が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	c	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
33	樋門・樋管、放水路等の施設の確実な運用体制の確保	令和 7 年度まで	●市町 ●静岡県 ●中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
				内水被害を軽減するための取り組みについて	k	ハード・ソフト面からの総合的な内水対策の実施が必要である。
34	河川管理の高度化の検討	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●中部地整	洪水時における河川管理者や气象台からの情報提供等の内容	N	水位計や L 監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
⑦迅速な復旧活動等の推進						
35	早期復興を支援する機器の配備や事前の復旧工法等の検討	引き続き実施	○市町 ●静岡県 ●陸上自衛隊 ○静岡地方气象台 ●中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	e	想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関 ●主体 ○連携・支援	対応する課題		
				項目	記号	内容
36	災害時及び災害復旧に対する支援	引き続き実施	○市町 ●静岡県 ●自衛隊 ●静岡地方気象台 ●中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	M	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。
				円滑な避難情報の発令について	R	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	j	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
37	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	引き続き実施	●市町 ●静岡県 ●消防本部 ●警察本部 ●自衛隊 ●伊豆箱根鉄道(株) ●静岡地方気象台 ●中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	M	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。
				円滑な避難情報の発令について	Q	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				円滑な避難情報の発令について	R	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				住民等への情報伝達の方法について	S	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	m	情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	M	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。特に新たな防災気象情報の周知が必要である。

■7つの重点取組事項の進捗を示す指標例（案）

本取組方針で掲げた7つの重点取組事項がどのように進んでいるかを把握する際に参考となると考えられる「進捗を示す指標例」を掲載する。

指標例として挙げている取組は、協議会構成機関がそれぞれに進めている各種取組の一部であり、各構成機関がそれぞれの特性を踏まえた目標を設定して推進していることから、本取組方針として具体的な数値目標は示さない。

目標達成に向けた取組の3本柱	7つの重点取組事項	進捗を示す指標例（案）
（1）地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組	①防災教育等の推進	・住民等を対象とした防災講座や防災訓練の実施回数・受講者数（取組項目No.1、No.2 関連） ・防災学習を実施した学校数（取組項目No.1 関連） ・防災士取得者数、ジュニア防災士取得者数（取組項目No.1 関連）
	②洪水時における情報提供の充実	・ハザードマップの作成、紹介等災害危険の周知の実施回数（取組項目No.6 関連） ・関係機関における防災気象情報や水位情報等の説明会の開催回数（取組項目No.8 関連） ・自機関や関係機関間での情報伝達訓練の実施回数（取組項目No.11、No.12 関連）
	③広域避難体制の構築	・隣接市町における避難場所設定に係る検討の実施（取組項目No.13 関連）
（2）地域住民の確実な避難のための取組	④要配慮者における避難計画の作成及び避難訓練の促進	・防災訓練を実施した要配慮者施設数（取組項目No.14 関連） ・個別避難計画策定者数（取組項目No.15 関連） ・要配慮者名簿登載人数（取組項目No.15 関連）
	⑤水防団（消防団）の組織強化・水防活動の充実	・重要水防箇所の巡視への参加（取組項目No.17 関連） ・水防訓練の実施回数（取組項目No.19 関連）
	⑥治水施設等ハード整備の推進	－ ※ハード整備は個別に整備目標、整備期間を定めて整備主体が進捗管理を行っていることから、本取組方針においては指標例を掲載しない。
（3）洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組	⑦迅速な復旧活動等の推進	・自機関や関係機関間での情報伝達訓練の実施回数(再掲)（取組項目No.11、No.12 関連） ・堤防決壊シミュレーションの実施・参加（取組項目No.35 関連） ・他機関に提供できる復旧支援制度の広報の実施（取組項目No.36 関連）